

教 高 第 971 号
令和6年8月21日

宮部 龍彦 様

新潟県教育委員会
(公印省略)

審査請求書の送付について

令和6年1月22日付け教高第1427号で通知した、審査請求人による処分庁が行った部分公開決定に関する処分（令和5年7月21日付け教高第711号の部分公開決定処分）に対する審査請求への参加に関して、別添のとおり審査請求書（副本）を送付します。



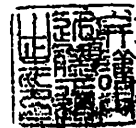
令和5年7月31日

新潟県教育委員会 様



審査請求人代理人

弁護士 近 藤



審 査 請 求 書

次の通り請求をします。

1. 審査請求人及び同代理人の氏名と住所

審査請求人氏名 部落解放同盟新潟県連合会
執行委員長 長谷川 均

審査請求人住所 上越市北本町4-3-9

審査請求人代理人

弁護士 近 藤 正 道

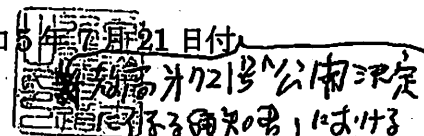
TEL025-260-1865

FAX025-260-1875

住所 新潟市西区寺尾東1-10-20 (送達場所)

2. 審査請求に係る処分の内容

中央大官庁等情報公開請求に係る新潟県教育委員会の令和5年7月21日付
部分情報公開の決定



3. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和5年7月21日

4. 審査請求の趣旨

新潟県教育委員会の令和5年7月21日付部分情報公開決定の内、別紙「公開する資料一覧、公開しない部分及びその理由等」の左側の頁欄に記載された

12頁、22頁、44頁、45頁、54頁～56頁、63頁、74頁、77頁、
83頁、89頁～91頁、93頁、96頁、108頁、111頁、121頁、125頁、
134頁、137頁～139頁



の各文書について、部分情報公開の決定を取り消す。

5. 審査請求の理由と部分情報公開決定を取り消すべき文書の特定

(1) 申立人宮部は令和5年2月、新潟県教育委員会（以下県教委と略す）に対し、

①令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会（以下解放同盟と略す）と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書

②令和2年以降の解放同盟と新潟県立高校との会議に係る全ての文書について情報公開を請求した。解放同盟は公開に反対する旨の意見書を提出した。

(2) これに対し、県教委は上記2記載の通り決定し、一方解放同盟は上記4記載の審査請求を求めた。解放同盟が審査請求を求める理由は以下の2点である。

① 情報公開の対象文書は、令和5年2月3日の確認会及び令和2年以降の会議の内容を記載した報告書又は議事録や「それに準じたもの」にかぎられるべきであるところ、それ以外の、校長の「総括」又は「情報提供」的文書が公開文書に含まれている。

これらは情報公開請求の対象外の文書というべきであり、公開は誤りである。

② 解放同盟が内部文書として作成し、たまたま誤って県教委に手渡した文書を、県教委が、その事実・経緯を認識し、しかも解放同盟が強く返還を求め、公開することに反対しているにもかかわらず、これを無視して公開決定した。

このように誤って県教委が入手した文書を公開することは、マスキング箇所が多いとはいえ信義則に反し誤りである。

(3) 上記(2)①に該当する文書は、別紙「公開する資料一覧、公開しない部分及びその理由等」の左側の頁欄に記載された

44頁、45頁、54頁～56頁、63頁、74頁、77頁、83頁、
89頁～91頁、93頁、96頁、108頁、111頁、121頁、125頁、134頁、
137頁～139頁の各文書である。

上記(2)②に該当する文書は別紙「公開する資料一覧、公開しない部分及びその理由等」の左側の頁欄に記載された、

12頁、22頁の各文書である。

これらの文書の公開決定は取り消されるべきである。非公開とすべきである。

添 付 資 料

委任状

1 通



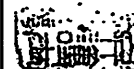
6. 実施機関の対応の有無及びその内容

実施機関の対応は有り、公開を公開の不服が起る場合、公開期日より前に審査請求を提出し執行停止の申立てを行う必要が有ることを周知した。

公開する資料一覧、公開しない部分及びその理由等

○令和5年2月3日の部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との確認会に係る全ての文書

頁	公開・非公開	公開しない部分	新潟県情報公開条例	公開しない理由等
1	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15	非公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
16				
17				
18				
19	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
20				
21				
22				
23				
24				
25				
26				
27				
28				
29				
30				
31				
32				
33				
34				
35				
36				
37				
38				
39				
40				
41	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
44	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。



頁	公開・非公開	公開しない部分	新潟県情報公開条例	公開しない理由等
45	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。
51	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
52				
53				
54				
55				
56				
61				
62				

○令和2年以降の、部落解放同盟新潟県連合会と新潟県立高校との会議に係る全ての文書

63	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
86	非公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
87	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
88				
89				
90				
93	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。

頁	公開・非公開	公開しない部分	新潟県情報公開条例	公開しない理由等
96	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
99				
100				
101				
102	非公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
103	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
106				
108				
111				
115				
116	非公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
117				
118				
119				
121	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
124				
125				
128				
130				
131	非公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
132				
133				
134	一部公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
137				
138				
139				
140				
141				
142	非公開	・マスキングの箇所	・第7条第2号【個人に関する情報】 ・第7条第6号【事務又は事業に関する情報】	・特定の個人を識別することができるもの。特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの。 ・事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、信頼関係が損なわれ将来の情報収集に支障をきたし、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報。
143				

143/10